

改正個人情報保護法に係る令和4年度の監視・監督方針

令和4年3月30日
個人情報保護委員会

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号。以下「令和2年改正法」という。）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）による個人情報保護法の改正等（以下「令和3年改正法」という。）により改正され、令和4年4月1日より、令和2年改正法が全面施行され、令和3年改正法が一部施行される（以下、本書記載の条文番号は特記なき限り、令和4年4月1日施行後の個人情報保護法の条文番号を指す。）。

上記の改正により、令和4年度から、個人データ（行政機関及び独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）にあっては保有個人情報）の漏えい等事案であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの¹が生じた場合の個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）への報告の義務付けや、委員会による監視対象に行政機関等が含まれるようになる等、監視・監督権限が拡大された。そのため、委員会において、これらの権限拡大を踏まえた令和4年度の監視・監督方針を示すものである。

なお、令和3年改正法が令和5年春に全面施行されることにより、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）も委員会による監視の対象に含まれることとなるが、本方針は令和4年度の監視・監督方針を示すものであるため、本方針では地方公共団体等の監視には触れない。

1 事業者に関する監督の基本方針

第26条第1項により、個人情報取扱事業者は、個人データの漏えい等事案であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じた場合に、委員会へ報告することが義務付けられることとなる。これらの報告が努力義務とされていた従前に比べ重大な事案に関する報告が増加すると見込まれることから、委員会は、所要の内部規程を整備し、監督の運営方法を明確化した上で、各事案についてより効果的かつ効率的に発生原因及び再発防止策等の調査・分析を行い、同種の事態が起きないように機動的に必要な指導・助言（第144条）及び勧告（第145条第1項）等を行う。その他、個人情報保護法に関する総合的な案内所（個人情報保護法相談ダイヤル）

¹ 個人情報保護委員会規則第7条及び第43条で次のとおり定められている。①要配慮個人情報を含む個人データ（行政機関等にあっては保有個人情報。以下この注において同じ。）の漏えい等又はそのおそれ、②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等又はそのおそれ、③不正アクセス等不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等又はそのおそれ、④1000人超（行政機関等にあっては100人超）の個人データの漏えい等又はそのおそれ。

(第 164 条) への通報、メディア報道等による情報の取得等により事案の端緒を把握し、監督活動を行う。

また、委員会は、個人情報取扱事業者等に対し勧告を行った場合において、これに従った個人情報等の取扱いの是正がなされていないときは、必要に応じ個人情報保護法の定めに従い命令を行い(第 145 条第 2 項)、さらに、必要に応じ公表を行う(第 9 条、第 145 条第 4 項)。

2 行政機関等に関する監視の基本方針

行政機関等は、民間部門と異なり、法令等により本人の意思にかかわらず個人情報等を取得する権限を有し、また、保有する個人情報が多大となりうることから、透明性と信頼性の確保が特に重要であることを踏まえ、保有個人情報の漏えい等事案の報告(第 68 条第 1 項)、個人情報保護法に関する総合的な案内所(個人情報保護法相談ダイヤル)への通報、メディア報道等による情報の取得等による事案の端緒の把握に加え、以下の調査を行う。

まず、第 153 条の権限行使として、毎年、委員会において議決した調査計画に基づき、委員会事務局において、対象の行政機関等を選定して定期的・計画的な実地調査を行う。令和 4 年度は、行政機関等が保有する個人情報等の多寡や機微性等を踏まえ、約 20 機関を対象として実地調査を行う予定である。

また、実地調査の対象とならない機関も含め、全ての行政機関等に対し第 162 条に基づく施行状況調査を実施し、安全管理措置の実施状況を含め個人情報等の取扱い状況に関する基礎的な情報を把握する。

これらの調査により、委員会は、個人情報保護法及び委員会が公表している各種ガイドライン等に照らし、不適切又は違法な個人情報等の取扱いがなされているか否かを明らかにし、所要の内部規程を整備した上で、機動的に必要な助言・指導及び勧告を行う(第 154 条、第 155 条)。また、委員会は、勧告を行った行政機関等に対し、これに基づいてとった措置に関する報告を求め(第 156 条)、その状況について必要に応じ公表を行う(第 9 条)。

以上